

公立大学法人富山県立大学利益相反マネジメント規程

令和6年4月1日制定

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人富山県立大学（以下「法人」という。）が、公立大学法人富山県立大学利益相反マネジメントポリシーに基づき、産学官金・医療機関等（以下「産学官等」という。）の連携活動等において生じうる利益相反を未然に防止するとともに、社会への説明責任を果たすことで、法人の教職員等が安心して産学官等の連携活動に取り組める環境を作ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 教職員等 次のアからウまでに掲げる者をいう。なお、当該教職員等の配偶者及び生計を一にする親族を含む。
 - ア 公立大学法人富山県立大学組織規程第2条に定める役員
 - イ 公立大学法人富山県立大学組織規程第8条に定める職員
 - ウ その他第4条に定める利益相反マネジメント委員会が指定する者
- (2) 利益相反 次のアからイに掲げる状態をいう。
 - ア 法人及び教職員等が産学官等連携活動（兼業、共同研究、受託研究、寄附金、共同研究員の受入れ、技術移転等）により得る利益（兼業に係る報酬、研究成果の実施料収入、株式等）と法人における教育・研究等の責任が衝突・相反している状態
 - イ 教職員等が主に兼業活動により企業等（国、地方公共団体、独立行政法人、会社その他の営利企業又はその他の団体を含む。以下同じ。）に職務遂行責任を負っていて、法人における職務遂行の責任と企業等に対する職務遂行責任が両立し得ない状態
- (3) 利益相反マネジメント 教職員等が行う産学官等連携活動において、前号の利益相反の状態に陥ることを未然に防止するとともに、利益相反が生じた場合に適正に対処することをいう。

(利益相反マネジメントの対象)

第3条 利益相反マネジメントの対象は、教職員等が次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 教職員等が、法人与産学官等連携活動を行う企業（以下「当該企業等」という。）から一定額以上の金銭の供与（非常勤講師による収入を除く）を受ける場合
- (2) 教職員等が、当該企業等から知的財産権（特許権、著作権等）に係る収入（ロイヤリティ又は売却による収入等）を得る場合
- (3) 教職員等が、当該企業等の株式等（株式が公開か未公開かを問わない。ただし、未公開株式にあつては全てとし、公開株式にあつては、発行済み株式総数の一定割合以上に該当する場合とする。また、新株予約権、合同・合名・合資会社を包含する持分会社の持分等を含む。）を保有又は取得する場合
- (4) 教職員等が、当該企業等から一定額以上の物件の購入又は役務の提供を受ける場合
- (5) 教職員等が、当該企業等から何らかの便益を得る場合
- (6) 教職員等が、法人に対し物件又は役務を提供する企業等の経営を行う場合及び役員を務める場合

- (7) 教職員等が、研究員（学生、学外研究者及びその他第2条第1号の教職員等に該当しない者）を産学官等連携活動に従事させる場合
- (8) その他利益相反マネジメント委員会が利益相反マネジメントの対象と認める場合

（委員会の設置）

第4条 利益相反マネジメントを実施するため、利益相反マネジメント委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（委員会の審議事項）

第5条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 利益相反による弊害を抑えるための施策に関する事項
- (2) 利益相反に関し、個々の事案が大学として許容できるかの審議及び必要な勧告等に関する事項
- (3) 利益相反マネジメントのために必要な調査に関する事項
- (4) 利益相反の情報公開に関する事項
- (5) その他利益相反に関し、理事長が必要と認める事項

（委員会の組織）

第6条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、副学長（教育研究担当）をもって充てる。ただし、理事長が必要と認める場合は、工学部長がその職務を代行し、工学部長の職務代行が難しい場合は、情報工学部長がその職務を代行し、情報工学部長の職務代行が難しい場合は、看護学部長がその職務を代行する。
- 3 委員は、次に掲げる教職員のうちから審議する案件ごとに委員長が指名する。
 - (1) 工学部長、情報工学部長、看護学部長
 - (2) 研究倫理委員会委員長
 - (3) 事務局長
 - (4) その他委員長が必要と認めた教職員
- 4 前項第1号から第3号までに掲げる委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

（委員会の開催）

第7条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、毎年度1回以上の会議を開催するものとする。
- 3 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、委員会を開催することができない。
- 4 委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところとする。
- 5 委員長及び委員は、自己に関する事項については、審議に加わることはできない。ただし、委員会の同意を得たときは、この限りでない。

（意見の聴取）

第8条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

（利益相反マネジメントのための調査）

第9条 第5条第3号の調査は、次の各号のいずれかの方法により実施する。

- (1) 利益相反に関する自己申告書（様式1）の提出
- (2) ヒアリング
- (3) 追跡調査
- (4) その他利益相反に関する必要な調査

（情報の公開）

第10条 委員会は、社会に対する説明責任を果たすため、法人の産学官等連携活動に係る利益相反に関する情報を必要な範囲で学外に公表する。

2 委員会が許容し得ると判断した利益相反及びその行為については、これに係る学外からの調査等に対し、委員会が対応する。

3 委員会は、学外への情報公開にあたって、教職員等及びその関係者の個人情報の保護に留意する。

（研修の実施）

第11条 委員会は、教職員等に対し、必要な研修を実施する。

（事務）

第12条 委員会の開催に関する事務は、事務局教務課において行う。それ以外の事務については、工学部及び情報工学部の教職員等に付随するものは事務局教務課において行い、看護学部 of 教職員等に付随するものは富山キャンパス事務部管理課において行う。

（雑則）

第13条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。